

交通のマナーとルールの遵守で 事故のない社会を

昨年、県内では二百十三人が交通事故により亡くなっています。人口十万人当たりの死者数としては、全国でワースト2位となります。本市でも、二十四件の交通事故死亡事故が発生し、合わせて二十六人が亡くなりました。道路を利用する一人ひとりが、交通ルールやマナーをしっかりと守り、痛ましい交通事故をなくしましょう。

秋口は死亡事故が多発

シートベルトをしっかり締めよう！
スピードは控えめに！
飲んだら天国、乗ったら地獄！
気をつけよう、交差点内の事故多発！
夜間の歩行・自転車は、反射材を着用して！
自転車は駐輪場に！
ちょっとのつもりが迷惑駐車！

昨年、市内で発生した二十四件の交通事故のうち、五件は九月・十月の二カ月の間に起きたものです。この時期は、暑さも収まって過ごしやすくなり、車を利用して行楽などに出かける人が多くなります。ところが、この季節は夏の疲れも出るころで、注意力が散漫になってしまいがちです。また、「秋の日はつるべ落とし」と言われるほど急速に暗くなって運転がしづらくなります。このため、毎年、秋口には交通事故が増加します。体調には十分注

意するとともに、時間と心にゆとりを持って、スピードを控えた慎重な運転に努めましょう。

死亡事故は夜間に集中

早期点灯や反射材の着用を

昨年中の市内の死亡事故を昼夜別に見ると、夜間の事故が七〇・八％と非常に多く、特に午後七時から十一時の間に集中しています。また、今年に入ってから死亡事故七件

自分に便利は他人の迷惑 違法駐車はやめましょう

(七月末現在)のうち、五件は六十五歳以上の高齢者が犠牲となったものです。このように、夜間の事故や高齢者が歩行中・自転車利用中に事故に遭うケースが多くなっています。夕方や夜になると、歩行者が見えにくくなります。運転者は前照灯の早期点灯に心掛けるなど、十分な注意が必要です。また、歩行者も運転者から良く見えるように、夜間の外出の際には明るい色(白色や黄色)の服を着たり、反射材を着用したりするなどしましょう。

周辺道路に違法に駐車された自動車や、駅前や商店街などに無秩序に置かれた自転車を迷惑に思ったことはありませんか。市では、特に歩行者や乗降客、通行車両の多い近鉄四日市駅周辺を違法駐車等防止重点地域、自転車等の放置禁止区域とし、協力を呼び掛けています。

「自分の車くらい」、あるいは「ちょっとの間だけだから」といった軽い気持ちによる違法駐車や自転車の放置は、他人に迷惑になるだけでなく、救急車や消防車の通行の妨げや交通事故の原因となることもあります。限られた道路を多くの人が安全に気持ち良く利用できるよう、自動車や自転車の違法駐車、迷惑駐車は絶対にやめましょう。



こんな反射用品
があります



思いがけない事故に備え 交通災害共済に加入しましょう

市交通災害共済制度は、交通事故によってけがを
したり死亡したりしたときに見舞金をお支払いする
もので、本市に住民登録または外国人登録をしてい
る人ならだれでも加入できます。共済期間は10月1
日から翌年9月30日までですが、期間途中で加入す
ることもできます。

昨年度は、本市に住民登録・外国人登録しているす
べての世帯に加入申し込みはがきを郵送しました
が、今年度は昨年度の加入者がいる世帯だけに郵送
します。加入を希望する人は、お近くの金融機関窓
口（郵便局を除く）か道路交通課（市役所6階）ま
たは中部地区を除く各地区市民センターでお申し込
みください。

また、昨年度の加入者がいない世帯で加入を希望
する場合は、道路交通課または中部地区を除く各
地区市民センターでお申し込みください。

交通災害共済への加入申し込み手続きは、
9月28日(金)までに。

共済見舞金額

等級	交通事故による傷害の程度	見舞金額
1	死亡	1,000,000円
2	手関節またはショバー関節以上を欠く傷害	500,000円
3	全治6カ月(180日)以上の傷害	110,000円
4	全治3カ月(90日)以上の傷害	55,000円
5	全治1カ月(30日)以上の傷害	22,000円
6	全治1週間(7日)以上の傷害	10,000円
7	全治1週間(7日)未満の傷害	5,000円

■共済期間中に市外へ転出しても、期間中は有効なものとして共済見舞金の支給を受けられます。

共済会費

加入月	年会費	10~12月	1~3月	4~6月	7~9月
会費 大人	500円	500円	375円	250円	125円
費 中学生以下	400円	400円	300円	200円	100円

■生活保護を受けている人は、それぞれ各半額(円未満切り捨て)です。
■現在中学3年生(昭和61年4月2日以降生まれ)の人が、来年4月~9月に途中加入される場合には、中学生以下の料金が適用されます。

交通事故のときには

もしも交通事故の当事者になってしまったときには、第一に負傷者を救護し、必ず事故現場を管轄する警察署へ届け出てください。自転車やバイクによる自損事故でも同様です。届け出がないと交通事故証明書(人身事故)が発行してもらえないため、共済見舞金の請求ができません。

市内での交通事故の届け出は、次の警察署へ。

四日市南警察署 ☎55-0110

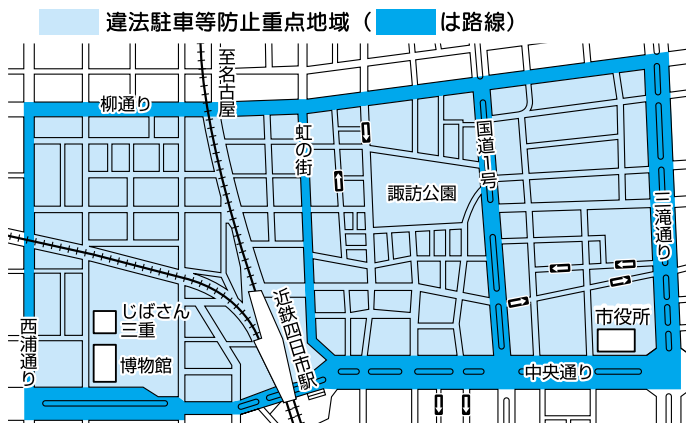
四日市北警察署 ☎66-0110

四日市西警察署 ☎94-0110



脇見運転による事故
運転手が重体に...

●違法駐車等防止重点地域(路線)



●自転車等の放置禁止区域・自転車等駐車場

